

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	医師少数区域等に所在する医療機関への税制上の優遇措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>第196回国会で医療法及び医師法の一部を改正する法律案が成立し、医師の地域偏在の是正を目的に、医師少数区域等において一定期間勤務した医師を厚生労働大臣が認定する制度が創設された。当該法律案の附帯決議においては、医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に対する効果的な経済インセンティブの付与について検討することとされている。この認定制度が医師偏在の解消や医療事業の継続に資するよう、医師少数区域等に所在し、認定を取得した医師が勤務する医療機関に対する不動産取得税及び固定資産税の軽減措置を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>不動産取得税：以下の①②いずれかの場合、不動産取得税の税額から1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲において都道府県が条例で定める割合を減額する。</p> <p>①医師少数区域等に所在し、地域に必要な医療を提供する病院であって、認定取得後の医師が一定数（割合）勤務する病院が、用地・建物及びその附属設備を取得した場合又は既存の施設を増改築等した場合</p> <p>②医師少数区域等に所在し、認定取得後の医師が管理する診療所において、地域に必要な医療の提供のために用地・建物及びその附属設備を取得した場合又は既存の施設を増改築等した場合</p> <p>固定資産税：以下の①②いずれかの場合、固定資産税の税額を当初5年度分に限り、1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲において市町村が条例で定める割合を減額する。</p> <p>①医師少数区域等に所在し、地域に必要な医療を提供する病院であって、認定取得後の医師が一定数（割合）勤務する病院が、医療機器を取得した場合</p> <p>②医師少数区域等に所在し、認定取得後の医師が管理する診療所において、地域に必要な医療の提供のために医療機器を取得した場合</p>	
関係条文	医療法第5条の2	
減収見込額	[初年度] ▲2816.3 （ - ） [平年度] ▲3939.1 （ - ） [改正増減収額] - （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>医師少数区域等に所在する医療機関に対し、税制上の特例措置を講ずることで、経済的なインセンティブを付与し、医師少数区域等での医業継続を後押しする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>医師偏在の是正には、医師多数区域から医師少数区域等への医師確保を図るだけでなく、従来から医師少数区域等で診療を行っている医療機関についても支援し、当該地域で今後も診療を継続できるよう後押しすることが必要である。このため、医師少数区域等での診療を継続できるよう、設備投資に関する税制上の特例措置を設けることにより経済的な負担を軽減する。また、設備の充実により、それぞれの医療機関における生産性の向上にも繋がる。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		1 - 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	医師の偏在を是正し、限りある医療資源を有効に活用する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	4年間（令和2年4月1日から令和6年3月31日まで） ※医師偏在指標が医師確保計画と同様に4年後（以後は3年毎）に見直されることに伴い、本措置についても同期間とする。
	同上の期間中の達成目標	医師の偏在を緩和する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	10,512件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は、設備投資に伴う医療機関の負担を軽減するものである。これにより設備投資のインセンティブを喚起し、医師少数区域等に所在し地域に必要な医療を提供する医療機関の経営基盤の安定化が図られ、医療事業継続の後押しにつながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○医師少数区域等における医療法人の承継税制の創設（相続税、贈与税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業（2,268百万円） 令和2年度から医師少数区域等で勤務した医師の認定制度が開始することに合わせ、当該認定を希望する医師が医師少数区域等で勤務を行い、かつ認定取得後も医師少数区域等に留まり診療を継続するよう、必要な支援を行う。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	医師偏在の是正には、医師多数区域から医師少数区域等への医師確保を図るだけでなく、従来から医師少数区域等で診療を行っている医療機関を支援する取組も必要である。医師少数区域等での診療を継続できるよう、設備投資に関する税制上の特例措置を設けることにより、経済的な負担を軽減する。また、設備の充実による生産性の向上にもつながる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—